



**いちから！ 結婚していない父母 親子関係はどうなる？**

**母は出産で確定するが、父は「認知」の手続き必要**

**Q 法的な親子関係が認められるかどうかで、どんな違いがあるのか。**

**A 法的な親子関係が認められると、親は経済的に自立しない子どもを扶養する義務を負うことになる。父母が離婚しても、親子関係はなくならず、別居親は養育費を支払う義務がある。**

**Q 法は、子どもを親の「相続人」と定めている。相続の優先順位も配偶者に次いで高い。法的な親子関係がないと、子どもはこうした権利を得られない。**

**Q 法的な親子関係は、どのように決まるのか。**

**A 一般的に、母子関係は母の出産の事実によって確**

**Q 性的少数者であるかにかかわらず、家族を持ちたいとの願いは自然で、保護されるべきだ。優先すべきは、生まれてくる子の法的な保護者を2人確保することで、親の性自認や性的指向は関係ない。その意味で、子の福祉を重んじ、「父子」関係を認めた判断は評価できる。ただ、このケースは女性力アップで、実態としては「母子」。多様な性のあり方と生殖補助医療の普及で、異性間の自然生殖を前提につくらわれた民法に限界がきていることを示している。**

**Q 同性婚が可能であれば、今回と同様の女性カップルで、出産した女性のパートナーを法律上の親とする道も開ける。同性婚を法制化して、さらに「父母」という法律表記を「親の一方、他方」とするなど、法体系を見直す時**

2024年6月22日 関心のあるテーマをお寄せください。✉ wakaru@asahi.com

## 異性間の生殖前提 民法に限界

二宮周平・立命館大名誉教授（家族法）

性的少数者であるかにかかわらず、家族を持ちたいとの願いは自然で、保護されるべきだ。優先すべきは、生まれてくる子の法的な保護者を2人確保することで、親の性自認や性的指向は関係ない。その意味で、子の福祉を重んじ、「父子」関係を認めた判断は評価できる。ただ、このケースは女性力アップで、実態としては「母子」。多様な性のあり方と生殖補助医療の普及で、異性間の自然生殖を前提につくらわれた民法に限界がきていることを示している。

同性婚が可能であれば、今回と同様の女性カップルで、出産した女性のパートナーを法律上の親とする道も開ける。同性婚を法制化して、さらに「父母」という法律表記を「親の一方、他方」とするなど、法体系を見直す時